

岐阜県剣道連盟綱紀委員会規程

令和4年4月30日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜県剣道連盟規約第8条に基づき、綱紀委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 綱紀委員会は、会長の諮問を受けて、会員等（等とは、過去における会員をいう。以下省略）の資格に係る除名、資格停止等の処分に関し、必要な審査を行い、当該審査の結果を会長に答申する。

(組織・任期等)

第3条 綱紀委員会は、綱紀委員7人以内で組織する。

2 委員長は筆頭副会長とし、委員は、会員の中から理事会にて選任し、会長が委嘱する。また、必要に応じ、外部の学識経験者等を常任理事会の決議により外部委員として選任することができる。

3 綱紀委員会の議長は委員長とする。

4 綱紀委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 綱紀委員に欠員が生じた場合は、原則として欠員の補充は行わない。ただし、綱紀委員の人数が3人以下となり、委員会の運営に支障をきたす場合は、常任理事会にて欠員の補充等の対応を決定することができる。

6 前項但し書きの規定により、欠員補充の決定をした場合は、第1項の規定にかかわらず、常任理事会の専決処分により補充する綱紀委員を選任し、その後直近の理事会で報告するものとする。

7 前項の規定により選任された綱紀委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 会員等は次の各号の行為をしてはならない。

(1) 岐阜県剣道連盟（以下「岐剣連」という）の規約、諸規則及び岐阜県剣道連盟倫理に関するガイドラインに違反する行為

(2) 全日本剣道連盟（以下「全剣連」という）の「倫理に関するガイドライン」に違反する行為

(3) 全剣連及び岐剣連の名誉を傷つける行為

(4) 全剣連及び岐剣連の目的に反する行為

(5) その他、岐剣連会員として不適切と認められる行為

2 会員等が前項各号の行為をした場合の綱紀処分は、次の各号のとおりとし、複数の綱紀処分を科せる場合もある。

(1) 厳重注意

口頭又は文書で注意する。

(2) 戒告

始末書を取り口頭又は文書で戒める。

(3) 称号及び段級位の停止

戒告のうえ、称号及び段級位を一定期間停止する。

(4) 会員資格の停止

戒告のうえ、会員の資格を一定期間停止し、岐剣連行事等に参加させない。停止期間が満了した場合は、綱紀委員会の審査を経て会長の承認もより、会員資格を復活させることができる。

- (5) 役職の解任
戒告のうえ、岐剣連の役職を解任する。
 - (6) 称号及び段級位の剥奪申請
戒告のうえ、称号及び段級位の剥奪を全剣連に申請する。
 - (7) 会員資格の返上勧告
岐剣連から会員資格返上を勧告する。勧告に応じない場合は、除名とする。なお、岐剣連の会員資格の返上は、全剣連の会員資格も返上する。
 - (8) 会員資格の除名
全剣連会長の承認を受け、岐剣連から除名する。なお、岐剣連からの除名は、全剣連も除名となる。
- 3 前項第3号から第5号並びに第7号から第8号においては、無期又は有期の停止期間を定めなければならない。有期は1年以上とする。
- 4 会員等に対し、前項第2号から第5号の処分を行った場合は、全剣連会長に処分日時、処分内容及び処分理由等を報告する。

(綱紀委員会事務局)

第5条 綱紀委員会に事務局を置く。事務局は理事業務担当委員における総務担当委員長及び常任理

事により構成し、会長の命により次の各号を行う。

- (1) 前条第1項の行為の情報を入手した場合に、行為の事実調査を行う。
- (2) 事実調査した内容を、会長に報告する。
- (3) 会長が綱紀委員会に諮問した場合は、事務局として綱紀委員会に出席する。
- (4) その他、綱紀委員会開催に伴う補助事業を行う。

(審査手続き)

第6条 綱紀委員会は、会長の諮問を受けて審査を開始する。

- 2 綱紀委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 綱紀委員会は、必要と認めた場合、関係する岐剣連役員に出席を求め意見を聞くことができる。
- 4 綱紀委員会は、被審査者に対し、必要な報告を求めることができる。
- 5 綱紀委員会は、被審査者に対し、綱紀違反行為に対する弁明等の陳述書の提出を求める。
- 6 綱紀委員会は、所要の審査を遂げ、当該審査結果に基づき意見書を作成し、会長に提出する。

(処分等の決定と実施)

第7条 会長は、綱紀委員会意見に基づき、綱紀処分を決定する。ただし、当該違反行為を認定するに足りる証拠がない場合はまたは不十分であると認めるときは処分しないこと決定する。

- 2 会長は、決定した処分を被審査者に綱紀処分等決定書にて通知する。

附則

この規程は令和4年4月1日から施行する。